

“いつか”に備えて今から始める

参加無料

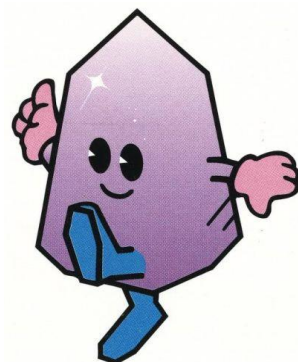
終活・相続セミナー & 個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことだから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれません。しかし、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません(過去に発生している相続登記も対象です。)

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

このようなお悩みありませんか？

- ❑ 土地や建物の名義変更はどうするの？
- ❑ 相続が争族(争う家族)とならないためには？
- ❑ 名義が祖父(又は曾祖父)のままの土地がある。
- ❑ 遺言書は残した方がいいの？
- ❑ 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和7年8月28日(木) 13:30~
場所 石川町文教福祉複合施設(モトガッコ2階)
ルーム1、2

【講演会】13:30~15:00 『終活・相続に必要な手続について』
講師：福島地方法務局白河支局 支局長 佐藤義治 氏

【司法書士による個別相談会】15:00~17:00 **予約制 30分まで**
相談担当：司法書士 黒崎佳奈 氏、司法書士 本多 強 氏



- 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。
- 講演会の参加予約は不要です。

(ご予約・お問合せ) 税務課資産税係 TEL 0247-26-9119

主催 石川町・福島県司法書士会